

## かすみがうら市地域ポイント利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、かすみがうら市地域ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）の実施にあたり、地域ポイントの付与、利用方法等を定めるものです。

(事業の目的)

第2条 ポイント事業は、かすみがうら市が実施する各種事業等との連携により、定住人口及び交流人口の増加及び、消費喚起による市内経済の活性化に寄与することを目的とします。

(地域ポイントの付与)

第3条 かすみがうら市が実施する事業の内、地域ポイントの対象となる事業に参加等をした方に、地域ポイントを付与します。地域ポイントの付与には、ポイントが付与される方（以下「ポイント利用者」という。）の所有するスマートフォン又はタブレット端末の専用アプリケーション（以下「専用アプリ」という。）を使用することとします。

(地域ポイントの利用)

第4条 地域ポイントは、地域ポイント取扱店に登録された店舗・事業所等（以下「取扱店」という。）において、商品の購入やサービスの提供等の対価を支払うときに、地域ポイントを利用することができます。

ポイント利用者は、専用アプリに表示される地域ポイントを取扱店の専用アプリに移行することにより、ポイント数に応じ支払う金額の値引きを受けることができます。

利用できる地域ポイントは、1ポイント単位とし、1ポイントを1円として換算します。

(情報の提供)

第5条 ポイント事業に関する情報は、専用アプリを介してポイント利用者へ提供することとし、その内容は次の項目とします。

- (1) 地域ポイントの対象となる事業の案内
- (2) 取扱店に関する情報
- (3) ポイント利用者へ提供すべき情報  
(地域ポイントの有効期限)

第6条 地域ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日の翌日から1年間とし、有効期限を過ぎた地域ポイントはその効力を失います。ただし、この期間内に新たにポイントの付与や、ポイントを利用した場合は、ポイント利用者が保有するすべてのポイントについて、その履歴の最新の日の翌日から1年間を有効期限とします。

(地域ポイントの消失)

第7条 スマートフォン又はタブレット端末の故障及び紛失等により地域ポイントを消失したときは、その消失した地域ポイントはその効力を失います。

(ポイント事業の停止)

第8条 ポイント事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が発生したときは、ポイント利用者に事前周知することなく、地域ポイントの利用を停止する場合があります。

(ポイント事業の終了)

第9条 ポイント事業を終了するときは、事前にポイント利用者に周知を行います。ポイント事業終了と同時に地域ポイントはその効力を失います。

(禁止事項)

第10条 地域ポイントを利用するに当たり、次の行為を禁止します。

- (1) 地域ポイントを売買すること。
- (2) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為。
- (3) アプリケーションの不正な操作による、地域ポイントの偽造もしくは

変造。

(免責事項)

第11条 次の事項について、ポイント利用者及び第三者の損害等について、かすみがうら市は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 第6条、第7条、第9条により、地域ポイントが失効した場合
- (2) 第8条により、地域ポイントの利用が停止したことに起因して発生した損害
- (3) 市の重大な過失による場合を除き、ポイント事業に起因して発生した損害
- (4) ポイント利用者と取扱店の間で発生した紛争

(損害賠償)

第12条 ポイント利用者が、本規約に違反した行為や不正もしくは違法な行為によってかすみがうら市に損害を与えた場合、かすみがうら市は、そのポイント利用者に対し一切の損害について賠償の請求をすることとします。

附 則

この規約は平成30年3月1日から施行する。